

令和5年第35回

美幌町農業委員会総会議事録

令和5年2月27日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和5年2月27日(月) 午後1時30分から午後2時11分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(17人)

	2番	齋藤一男君		3番	梅津幸一君
農地部会長	4番	寺本恵二君		5番	安藤良司君
	6番	高崎利彦君		7番	山岸洋文君
	9番	中川誓子君	農地副部会長	10番	小林寿美君
振興部会会長	12番	小泉豊和君		13番	石田力司君
職務代理	14番	日並洋君	振興副部会長	15番	中村寿恵子君
	16番	佃徹君		17番	田村秀司君
	18番	木村勝彦君		19番	鎌仲照幸君
会長	20番	千葉正美君			

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	主事補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

## 議 事 日 程

令和5年第35回 美幌町農業委員会総会  
令和5年2月27日 午後1時30分開会

- |         |           |   |
|---------|-----------|---|
| 日 程 第 1 |           | 議事録署名委員及び総会書記の指名について                        |
| 日 程 第 2 |           | 諸般の報告について                                   |
| 日 程 第 3 |           | 会期の決定につい                                    |
| 日 程 第 4 |           | 会務報告について                                    |
| 日 程 第 5 | 報告第 69 号  | 第 10 回 農地部会会議結果報告について                       |
| 日 程 第 6 | 報告第 70 号  | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について       |
| 日 程 第 7 | 議案第 153 号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について          |
| 日 程 第 8 | 議案第 154 号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日 程 第 9 | 議案第 155 号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                        |

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員17名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和5年第35回 美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号16番 佃委員、同じく議席番号17番 田村委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査、加賀屋主事補、石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案3件となっております。朗読につきましては省略させて頂きます。なお、議席番号1番 日並 一三委員、同じく議席番号8番 武田委員、同じく議席番号11番 重清委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第69号「第10回 農地部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長からの報告をお願い致します。
農地部会長	第10回 農地部会会議結果報告書。農地部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。 令和5年1月25日 美幌町農業委員会 農地部会長 寺本恵二。美幌町農業委員会 会長 千葉正美様。記 1、案件(1)美幌町の賃貸料情報について。2、開催日時 令和5年1月25日 水曜日 午後2時10分から午後2時20分。3、開催場所議会第1・第2説明員控室。4、出席者 わたくしほか計6名、事務局、橋本事務局長、矢野主査、石澤主事補。5、会議結果につきましては事務局よりお願い致します。

事務局

会議結果についてご報告致します。（１）「美幌町の賃貸料情報について」。農地法第５２条では「農業委員会は農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする」とされており、毎年１回公表しています。今回は令和４年１月１日から１２月３１日までの賃貸料情報について別表のとおり公表してよろしいかお諮りするものでございます。参考資料の１ページをお開き願います。表題は美幌町の賃貸料情報となっており、美幌町で実際に契約された農地賃貸料（10a＝１反当り）でございます。公表しますのは参考資料の１ページに掲載してあります表でございます。表の見方ですが左端に「田」と「畑」の２段書きで各地区を掲載しております。そのすぐ右横には「平均額」を掲載しております。さらにその横、表の中央には「最高額」、一番右に「最低額」を掲載し、過去３年間分の情報を掲載しております。一番下の※印になります。「集計に当たっては、調整前の平均値の１７０％以上と３０％以下の賃料は除外しています」という意味はその地区の平均的な相場に比べ極端に高い金額と安い金額は適正な目安となる金額を町民の皆様へ情報提供する意味において、その妨げとなることから除外してありますという意味でございます。議案５ページにお戻りください。中段になります。集計しているデータは農用地利用集積による賃貸借の賃料、農地法第３条による賃貸借のうち、個人が法人に貸付している場合の賃料は除外しています。これは個人間の賃料は土地の所在地区の状況により出し手と受け手の両方で協議して決めるのが一般的であります。個人が法人に貸付している場合は両方で協議するというよりは個人側で決めている場合がほとんどで参考にならないため、そのデータは除外してあります。なお、この公表する賃貸料はあくまで町民の皆様へ参考、目安にしてもらうためのもので農業委員会がこうしてくださいと指定する金額ではないことを補足させていただきます。また、本総会でご承認いただきましたら町のホームページで公表致します。以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひ致します。

議長

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長

ご異議なしと認め、報告第６９号「第１０回 農地部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。

議長

日程第６、報告第７０号「農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。

事務局

今月の農地法第６条第１項に基づく定期報告につきましては議案６ページの２法人でございます。

【議案に基づき説明】

以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願ひ致します。

議長

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長

ご異議なしと認め、報告第７０号「農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。

議長

日程第７、議案第１５３号「農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。

内容番号78号から79号は関連がございますので一括上程致します。

事務局

内容番号78号と79号について一括ご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について経営移譲に伴い借受人を変更するため、合意解約するものでございます。賃借人は〇〇の〇〇さんで合意解約年月日は令和5年2月8日、土地の引渡年月日は令和5年2月8日でございます。内容番号78号についてご説明致します。賃貸人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成26年9月26日から令和6年9月30日までの10年間でございます。内容番号79号についてご説明致します。賃貸人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和3年2月26日から令和8年2月28日までの5年間でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号78号から79号は適当と認めます。  
内容番号80号から82号は関連がございますので一括上程致します。

事務局

内容番号80号から82号につきまして一括ご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法及び農地法第3条で賃貸していた農地について賃貸人が他者に売買するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、合意解約年月日は令和5年2月9日、土地引渡日は令和5年2月9日でございます。内容番号80号についてご説明致します。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和5年1月26日から令和15年1月31日までの10年間でございます。内容番号81号についてご説明致します。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和2年1月27日から令和12年1月31日までの10年間でございます。内容番号82号についてご説明致します。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成27年12月26日から令和7年12月26日までの10年間でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号80号から82号は適当と認めます。  
内容番号83号。

事務局

内容番号83号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について賃貸人が他者に売買するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和5年1月26日から令和15年1月31日までの10年間、合意解約年月日は令和5年2月8日、土地引渡日は令和5年2月8日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号 8 3 号は適当と認めます。  
内容番号 8 4 号。

事 務 局

内容番号 8 4 号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について経営移譲に伴い借受人を変更するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案 1 0 ページをご覧ください。契約期間は平成 3 1 年 2 月 2 6 日から令和 1 0 年 1 2 月 2 2 日までの 1 0 年間、合意解約年月日は令和 5 年 2 月 7 日、土地引渡日は令和 5 年 2 月 7 日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第 1 8 条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号 8 4 号は適当と認めます。  
内容番号 8 5 号。

事 務 局

内容番号 8 5 号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地を賃借人の法人化に伴い借受人を変更するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和 3 年 3 月 2 6 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの 3 年間、合意解約年月日は令和 5 年 2 月 8 日、土地引渡日は令和 5 年 2 月 8 日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第 1 8 条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号 8 5 号は適当と認めます。  
議案第 1 5 3 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第 8、議案第 1 5 4 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。  
内容番号 2 6 6 号。

事 務 局

今月の案件は全 1 3 件で内容につきましては農業公社の買入が 3 件、経営移譲に伴う借受人変更が 4 件、新規の賃貸借が 1 件、再貸付が 4 件、農業公社からの一時貸付が 2 件となっております。

それでは内容番号 2 6 6 号についてご説明致します。参考資料は 3 ページをご覧ください。本件は先の議案第 1 5 3 号 内容番号 8 0 号から 8 3 号で合意解約した農地で農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をするものは〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受けるものは札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案 1 7 ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和 5 年 2 月 2 8 日、代金の支払期限は令和 5 年 4 月 1 3 日、利用調整日は令和 5 年 2 月 1 7 日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1 2 番 内容番号266号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を処分するため農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんと〇〇さんがそれぞれ借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号266号は適当と認めます。  
内容番号267号。

事 務 局 内容番号267号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧頂きます。本件は離農に伴う農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をするものは〇〇の〇〇、所有権の移転を受けるものは札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案17ページをご覧頂きます。売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和5年2月28日、代金の支払期限は令和5年4月13日、利用調整日は令和5年2月15日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

2 番 内容番号267号につきましては只今事務局の説明のとおりです。  
この案件は〇〇さんのあっせん申し出により、農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さんと〇〇さんがそれぞれ借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号267号は適当と認めます。  
内容番号268号。

事 務 局 内容番号268号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧頂きます。本件は規模縮小に伴う農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をするものは〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受けるものは札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案17ページをご覧頂きます。売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和5年2月28日、代金の支払期限は令和5年4月13日、利用調整日は令和5年2月15日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

4 番 内容番号268号につきましては只今事務局説明のとおりです。  
この案件は〇〇さんが規模縮小により所有する農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんがそれぞれ借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)





ど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3 番

内容番号272号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で野菜を作付けし、堅実に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号272号は適当と認めます。  
内容番号273号。

事務局

内容番号273号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧頂きます。本件は先の議案第153号 内容番号84号で合意解約した農地で経営移譲に伴う借受人の変更でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案18ページをご覧頂きます。賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和5年2月28日から令和10年12月22日までの6年間、利用調整日は令和5年2月15日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

14 番

内容番号273号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲し、本年1月26日に〇〇さんが認定農業者になったため、借受人の変更を行うものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号273号は適当と認めます。  
内容番号274号。

事務局

内容番号274号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧頂きます。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和5年2月28日から令和8年2月28日までの3年間、利用調整日は令和4年12月28日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

14 番

内容番号274号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で畑作三品とアスパラを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長           ご異議なしと認め、内容番号274号は適当と認めます。  
                  内容番号275号。

事 務 局           内容番号275号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧ください。  
                  本件は先の議案第153号内容番号85号で合意解約した農地で法人化に伴う借受人の  
                  変更でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者  
                  は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案  
                  記載のとおりで、賃貸期間は令和5年2月28日から令和6年3月31日までの1年間、  
                  利用調整日は令和5年2月8日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数  
                  など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その  
                  他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番            内容番号275号につきましては只今事務局説明のとおりです。  
                  この案件は〇〇さんが法人化し、本年1月26日にその法人が認定農業者になったた  
                  め、借受人の変更を行うものです。〇〇さんは小麦、豆類、甜菜、人参を作付けし、意  
                  欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長            ご異議ございませんか。  
                  （「異議なし」の声）

議 長            ご異議なしと認め、内容番号275号は適当と認めます。  
                  内容番号276号。

事 務 局            内容番号276号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧ください。  
                  本件は農地中間管理事業で賃貸していた農地の一部を農業経営基盤強化促進法へ切り替  
                  え再貸付するものでございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設  
                  定を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、  
                  賃貸借料については議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年3月1日から令和8年2  
                  月28日までの3年間、利用調整日は令和4年11月10日でございます。以上の計画  
                  の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満  
                  たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

13 番            内容番号276号につきましては只今事務局説明のとおりです。  
                  この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更  
                  新するものです。〇〇さんは家族2人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されてお  
                  りますのでよろしくお願い致します。

議 長            ご異議ございませんか。  
                  （「異議なし」の声）

議 長            ご異議なしと認め、内容番号276号は適当と認めます。  
                  内容番号277号。

事 務 局            内容番号277号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧ください。  
                  本件は農業公社の貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人  
                  北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所  
                  在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和5年2月2  
                  8日から令和9年12月21日までの5年間、利用調整日は令和5年2月7日ござい  
                  ます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第  
                  3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよ  
                  りお願い致します。

13 番	<p>内容番号277号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は12月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号277号は適当と認めます。</p>
事務局	<p>内容番号278号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧ください。</p>
	<p>本件も農業公社の貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年2月28日から令和9年12月21日までの5年間、利用調整日は令和5年2月7日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
13 番	<p>内容番号278号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p>
	<p>この案件も〇〇さんが公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号278号は適当と認めます。</p>
	<p>議案第154号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第155号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p>
	<p>内容番号108号。</p>
事務局	<p>内容番号108号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧ください。</p>
	<p>本件は規模縮小に伴う新規の賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借入人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から5年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料16ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
10 番	<p>内容番号108号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p>
	<p>この案件は〇〇さんが規模縮小することになり、近隣で耕作している〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族5人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくをお願いします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを2月6日、武田委員とわたくしで確認しており</p>

議 長	ますのでよろしく申し上げます。 ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番108号は適当と認めます。 議案第155号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして第35回美幌町農業委員会総会を閉会致します。
議 長	ご苦勞様でした。  閉会 午後2時11分